

1. 事業の必要性・概要

農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬登録保留基準は、個別の農薬ごとに、人の健康保護及び生態系保全の観点から総合的なリスク評価して設定するとともに、設定後もモニタリング等によりその妥当性を確認して、所要のリスク管理措置を講じることが必要である。

これまで農薬の登録審査に必要な情報を収集するほか、河川等における農薬の水質モニタリングなど、農薬取締法に基づく農薬の適正な使用の確保のために必要な取組みを推進してきた。

しかし、近年開発された農薬は、少量散布でも効果があるため、基準値が小さく、従来の分析法では分析できない農薬もあり、農薬登録保留基準値の妥当性を検証できないことが懸念される。

農薬登録保留基準については、順次、新たに基準値が設定されつつあることから、基準を設定した農薬を効率的かつ効果的に分析する手法（一斉分析法等）を開発する。

2. 事業計画（業務内容）

① 登録保留基準の設定

登録保留基準設定に必要な、情報の収集や検討会の開催

② 水質汚濁性農薬の指定等リスク管理措置の必要性の検証

③ 【拡充分】農薬の環境モニタリングのための分析法の開発

3. 施策の効果

実環境中での水質濃度が把握できない農薬の分析や従来多くの時間と労力を要していた複数の農薬の同時分析が可能となることで、農薬のリスク管理の的確な実施が可能となるとともに、地方公共団体における水質モニタリング業務が効率化される。

【拡充】農薬リスク総合評価事業

